令和4年4月1日より中小企業も義務化 職場のパワーハラスメント防止対策



ハラスメント防止セミナー

令和2年6月より改正労働施策総合推進法が施行され、職場におけるハラスメント防止対策 が強化されています。大企業においては、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となっ ていますが、現在、中小企業は猶予期間となっており、本年4月1日から義務化されます。

本セミナーでは、職場におけるハラスメント対策に向けて、ハラスメントの原因・発生の背景から、発生時の対応、セクハラ・パワハラ防止のためのポイントまでご説明いたします。

セミナー内容

- 1. ハラスメントの原因や発生の背景
- 2. ハラスメントの判断基準や種類
- 3. ハラスメントの影響や損害
- 4. ハラスメントを受けた社員への対応方法
- 5. 部下から上司へのパワハラもある
- 6. ハラスメントに対する企業の問題意識
- 7. ハラスメントと業務指導の違い
- 8. セクハラ・パワハラが発生したときの対応
- 9. セクハラ・パワハラのセルフチェック
- 10. セクハラ・パワハラ防止のためのポイント

受講無料

お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 工業支援課 (〒930-0083富山市総曲輪2-1-3富山商工会議所ビル6階)

TEL: 076-424-3686

開催日時

令和4年3月2日(水) 14時~15時30分

開催形式

Zoomによるオンライン開催

講師

はなとう はじめ

花當 肇 氏

(株式会社日本労務センター北陸支部 代表取締役/ 社会保険労務士)

く講師より>

2013年から北陸三県の社長の右腕となって、労務問題の解決・予防に日々精進しております。日本労務センターグループは、社長の皆様から「助かった」と言ってもらえることを成果としております。

よろしくお願いいたします。

参加申込書

下記よりFAXいただくか、本会ホームページのフォームからお申込みください。

FAX 076-422-0835 Web https://www.chuokai-toyama.or.jp/

貴社名・貴団体名					
電話番号			FAX番号		
参加者氏名		役職		Eメール	